

船橋市総合計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的にとりまとめた計画である船橋市総合計画が平成32年度で期間満了となる。

船橋市総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されており、平成33年度を初年度とする新たな総合計画では、「基本構想」及び「基本計画」を策定する。

次期総合計画の策定にあたっては、社会情勢や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の取り入れなど、数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であることから、策定支援業務を委託するものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 船橋市総合計画策定支援業務
- (2) 業務場所 船橋市役所ほか市指定場所
- (3) 業務内容 別紙「船橋市総合計画策定支援業務委託仕様書」による
- (4) 履行期間 契約締結日から平成33年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

価格のみによる競争では「1. 業務の目的」を達成することが困難であることから、業務に必要な分析力と企画力を有し、優れた提案を行う事業者を受託候補者として特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの事業者からの提案を受け、より良い事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

4. 事業スケジュール

(1) 公募開始	平成30年4月 6日 (金)
(2) 質問書の提出締切	平成30年4月12日 (木)
(3) 質問書に対する回答	平成30年4月18日 (水)
(4) 参加申込書の提出締切	平成30年4月27日 (金)
(5) 参加資格確認結果通知	平成30年5月 1日 (火)
(6) 提案書等の提出締切	平成30年5月11日 (金)
(7) 1次審査(書類審査)結果通知	平成30年5月17日 (木)
(8) 2次審査(プレゼンテーション)	平成30年5月23日 (水)
(9) 審査結果通知	平成30年5月24日 (木)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

5. 参加資格・参加申込方法等

(1) 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- ① 本市において業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 過去10年以内（平成20年度から平成29年度）に、地方公共団体における総合計画の策定支援業務を元請として携わった実績を有していること。

(2) 参加申込方法

① 提出書類（各1部）

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 企業の概要が確認できる書類（任意様式、パンフレット可）
- ・ 業務実績表（様式3）

※過去10年以内に地方公共団体における総合計画の策定支援業務に携わった実績について、記載すること。

② 提出方法（持参のみ。郵送等、他の方法による提出は認めない。）

- ・ 提出場所：船橋市企画財政部政策企画課（船橋市役所9階）
- ・ 提出時間：9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝・休日を除く。）

③ 提出期限

平成30年4月27日（金）17時まで【必着】

(3) 参加資格の確認結果について

参加資格確認結果については、平成30年5月1日（火）に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。

（参加申込書に記載されたメールアドレス宛に、電子データを別途送付する。）

6. 提案限度額

¥37,037,000円（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。なお、各年度の年割額の限度額は、次のとおりとする。

平成30年度 12,500,000円

平成31・32年度 24,537,000円（2ヵ年の合計額）

7. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、船橋市総合計画策定支援業務事業者評価委員会が、別に定める「船橋市総合計画策定支援業務事業者評価基準」に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

なお、1次審査（書類審査）合格者は上位3者以内とする。1次審査の結果については、平成30年5月17日（木）に参加申込書に記載された所在地宛に文書にて通知する。（参加申込書に記載されたメールアドレス宛に、電子データを別途送付する。）

※詳細は別添「船橋市総合計画策定支援業務事業者評価基準」参照

8. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式2）に記入のうえ、政策企画課宛て電子メールで送付すること。

アドレス：seisaku@city.funabashi.lg.jp

- ・ 送信件名は、「船橋市総合計画プロポーザル質疑」とすること。
- ・ 送信した際は、政策企画課（047-436-2057）に電話し、受信確認をすること。
- ・ 評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業者名、評価委員等）についての質問は受け付けない。
- ・ 提出期間 平成30年4月6日（金）から平成30年4月12日（木）17時まで

(2) 質問への回答

質問及び回答内容は、市ホームページに掲載する。

（質問が無かった場合は、その旨を掲載する。）

なお、回答に対する再質問は、受け付けない。

- ・ 掲載予定日 平成30年4月18日（水）

9. 提案方法等

(1) 提案書類について

① 提出書類

- ・ 提出物チェックリスト
- ・ 提案書鑑文（様式4） 1部
- ・ 提案書（正本） 1部（提案書鑑文と一緒に綴じること）
- ・ 提案書（副本） 14部

～ 提案書の構成 ～

I 提案書表紙（正本：様式5-1）（副本：様式5-2）

II 目次（任意様式）

III 提案内容（様式6-1から6-5を用い、両面印刷で10枚（20ページ）以内）

- ・ 記載欄については、適宜拡大することができる。

IV 業務実績表（様式3）

- ※参加申込時に提出したものと同じものを添付すること。

V 業務体制表（様式7）

VI 業務スケジュール案（任意形式、3ページを限度とする。）

VII 見積書（任意形式）

- ・ 各年度毎に記載すること。
- ・ 追加提案した業務を含め、業務遂行に必要となる全ての作業項目及び経費を見積もるものとし、人工・回数・単価等が分かるようにすること。
- ・ 本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。

A4縦フラットファイルに左綴じ、文字は10.5ポイント以上の横書きとすること。

提案書全体を通じて、事業者名が出ないようにすること。

III以降は、ページ下部に通しページを付すること。

② 提出方法（持参のみ。郵送等、他の方法による提出は認めない。）

- ・ 提出場所：船橋市企画財政部政策企画課（船橋市役所9階）
- ・ 提出時間：9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝・休日を除く）

③ 提出期限

平成30年5月11日（金）17時まで【必着】

(2) プレゼンテーションについて

① 実施場所 市役所本庁舎

※1次審査（書類審査）の結果通知時に詳細を連絡する。

② 実施日 平成30年5月23日（水）

③ 出席者 1者3名以内とする。

④ 実施時間 1者60分を目安とする。

（プレゼンテーションを30分以内で行い、以後質疑応答を行う。）

⑤ 説明者 本業務を受託した際の担当責任者が行うこと。

⑥ 説明資料等 説明は、提出した提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

⑦ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーンとする。

それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

(3) その他

提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正・差し替えは認めない。

10. 評価結果の通知について

審査結果については、参加者全員に書面にて通知する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は対応させない。

(参加業者が、2者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。)

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合
- ⑥ その他船橋市総合計画策定支援業務事業者評価委員会又は市が不適格と認めた場合

13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を提案書等の提出締切日までに持参または郵送（必着）にて提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

14. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- ② 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結は確定しない。特定した受託候補者と協議を行い、必要に応じて仕様書を修正し、契約仕様書を確定させた後、見積合せを行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て契約仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③ 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- ④ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成

14年船橋市条例7号)の規定に従い、開示請求の対象となる公文書となることに留意すること。

15. プロポーザルに関する連絡先

船橋市役所 企画財政部政策企画課総合計画係

電話番号 047-436-2057

FAX番号 047-436-2058

Mail seisaku@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、平成30年4月6日から施行する。

(失効日)

この要領は、本業務委託契約締結の日をもって、その効力を失う。